

障がいのある方が地域で暮らすために 障がい福祉に関するお知らせ

障がい手帳

●身体障害者手帳

《身体障がいのある方や児童》
身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

●療育手帳

《知的障がいのある方や児童》
知的障がいのある方が一貫した療育、援護を受け、さまざまなサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的としたものです。

●精神障害者保健福祉手帳

《精神障がいのある方》
精神障がいのある方がさまざまなサービスや優遇措置を受け、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

障がいのある方の医療

児童の場合は、早期に発見し、早期に適正な治療を施すため、保健センターで実施する乳児・

1歳半・3歳児の健康診査のときにご相談ください。

身体障がいのある方や児童・精神障がいのある方には、「自立支援医療」という制度があります。障がいを除去または軽減するために、医療費の一部を申請により給付するものです。（精神障がいのある方は手帳を有さなくとも可）

また、身体障がいのある方・知的障がいのある方・精神障がいのある方には、医療費として払った自己負担金を助成する制度「重度心身障害者医療費の助成」があります。

障がいのある方の経済的支援

「障害年金」

※年金係や社会保険事務所へ
「生活福祉資金の貸し付け」
※市社会福祉協議会へ

「心身障害者扶養共済制度」

障がいのある方を扶養してい

る保護者が加入し、保護者が万のときに障がいのある方に対し終身一定額の年金が支給されます。任意加入の制度です。

「住宅改造に要する経費の助成」

障がい者が在宅で暮らすために、住宅設備等の改善をする費用の助成をします。

「自動車改造に要する経費の助成」

就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

「ストーマ装具に要する経費の助成」

ストーマ装具の自己負担額の一部を助成します。

「税の軽減」

所得税、住民税、相続税、贈与税等

※税務課や税務署へ

「自動車税の減免」

福祉事務所の証明等がある場合がありますので、申請の前に必要書類をおたずねください。

「運賃の割引」

JR旅客運賃…JR窓口
航空運賃…各航空会社窓口
タクシー運賃…各タクシー会社
バス運賃…各バス会社窓口
船舶運賃…各船舶会社
「その他の割引・減免等」
有料道路通行料金
NHK放送受信料

・福祉事務所障がい福祉係または各総合支所福祉係
郵便料金（点字関係）
・郵便局窓口

携帯電話料金

・各携帯ショップ

「各種手当」

障がいのある方やその保護者の方また養育している方へのいろいろな手当の制度があります。

スポーツ・芸術への参加

●大分国際車いすマラソン大会

昭和56年からスタート
毎年10～11月ごろ開催

※大会事務局

☎097・533・6006

●大分県障がい者スポーツ大会

毎年5月ごろ開催
各市町村の代表が参加します。

●大分県ゆあいスポーツ大会

毎年4月開催
知的障がいのある方のためのスポーツ大会です。

※県知障施設協議会

☎097・558・0300

●秋の交歓会

毎年9～10月ごろ開催
ふれあいコンサート、囲碁将棋大会、ときめき作品展等

※県障害者社会参加推進センター

☎097・558・8797